

学校給食に関する就学援助制度について



1 就学援助制度

横浜市では、お子様を通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学校給食費や学用品費等を援助し、お子様の就学を奨励する制度を設けております。援助を希望される方は、「就学援助制度のお知らせ」をお読みのうえ、学校へお申込みください。
※特別支援学校の場合は、別の審査になります。

2 学校給食費のお支払い

審査中

■令和5年度中（令和6年3月31日まで）就学援助の対象となっていた方
審査結果が届くまでお支払いが留保されます。
※新1年生で、令和5年度に1年生から6年生の兄弟がいる方は対象となります。
※通常どおり、請求を希望される方については、学校へお申出ください。

■今年度（令和6年度）初めて就学援助を申請する方
審査結果が届くまでお支払いをお願いします。
※認定となった方は、お支払い済みの学校給食費をお返し（還付）します。

審査後

■認定された方
学校給食費のお支払いは不要です。お支払い済みの学校給食費についてはお返し（還付）します。お返し（還付）の時期については、審査後に配付される「学校給食費還付通知書」をご確認ください。

■認定されなかった方
学校給食費のお支払いをお願いします。お支払いの時期については、審査後に配付される「学校給食費徴収額変更通知書」をご確認ください。
※お支払いが留保されていた場合、遡ってお支払いをお願いします。

学校給食費に関する未納者への対応について



横浜市では学校給食法に基づき、市立小学校、義務教育学校の前期・後期課程（一部除く）及び特別支援学校で学校給食を実施しています。学校給食の食材購入は、保護者の皆様からお支払いいただく学校給食費で賄われていることから、学校給食費の確実な納付が必要になります。
しかし、残念ながら、ごく一部の保護者の方につきまして、学校給食費をお支払いいただけない状況が発生しています。このまま学校給食費の未納が続くと、学校給食の事業運営に支障が生じてしまいます。

教育委員会事務局では、給食費負担金の公平性確保の観点から様々な方法により未納者への徴収を図っています。終局的には、給与の差押え処分等を行う場合があります。

経済的な事情で、学校給食費のお支払いが困難な場合には「就学援助制度のお知らせ」などの内容をご確認いただき、学校または教育委員会事務局までご相談ください。
学校給食費について、ご理解をいただくとともに、納期限内にお支払いいただきますようお願いいたします。

■未納者への取組

- ・督促状による督促
- ・弁護士による納付案内
- ・文書催告
- ・教育委員会事務局による催告
電話催告（夜間対応含む）、訪問調査、
文書催告（納入通知書再発行・支払勧奨）
- ・弁護士への徴収委任
- ・財産調査
- ・簡易裁判所への支払督促等の申立
- ・給与等の差押え



横浜市教育委員会事務局
健康教育・食育課 給食係
2023年12月発行
電話：671-3696

学校給食費について



1 口座振替の手続き方法

WEB 口座振替受付サービスまたは、一緒にお配りした「学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、口座振替を希望する金融機関等の窓口へ直接お申込みください。

- ◆ WEB 口座振替受付サービスと所定の様式による申請は併用せず、どちらかの方法により口座振替登録を行ってください。
- ◆ 対象者お一人ごとに、WEB 口座振替受付サービスの入力または、学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書の作成が必要です。
- ◆ 学校納入金（学年費等）とは別にお手続きが必要ですのでご注意ください。



～WEB 口座振替受付サービスによるお手続きはこちらから～
Web 検索または二次元コードを読み取ってください♪

横浜市 Web 口座振替



または



自宅等でスマートフォンやパソコンなどを利用してお手続きができ、一部の時間を除きいつでも口座振替登録が可能になります。対象金融機関は横浜市ホームページでご確認ください。

2 学校給食費関連の配付物

配付書類名	配付方法	配付時期	配付対象者
徴収額決定通知書	児童を通じて配付	5月	全児童
納入通知書	児童を通じて配付	月の15日前後	学校給食費の支払方法が納入通知書払いの方
充当通知書	児童を通じて配付	月の15日前後	学校給食費を過払いし、別の月に給食費を充てた方
督促状	学校から郵送	月の20日前後	①口座振替払いの方：残高不足等により納付ができなかった方 ②納入通知書払いの方：納付期限経過後、納付の確認が取れない方
催告書	学校から郵送	適宜	督促状の指定期限経過後、納付の確認が取れない方
還付通知書	児童を通じて配付	年度3回	学校給食費を過払いした方
徴収額変更通知書	児童を通じて配付	随時	当初の学校給食費から金額に変更が生じた方

3 学校給食費の減額



制度概要

◆ お子様がかげや病気、その他の理由により14日以上連続して学校給食を受けることができない場合、減額を受けることができます。
※なお、減額は「学校給食費減額連絡票」の提出をいただいた翌日以降から適用となります。



手続き方法

◆ 「学校給食費減額連絡票」を学校へ提出してください。用紙は、学校から入手いただくか、教育委員会事務局の Web サイトからダウンロードできます。

横浜市教育委員会 減額連絡票

検索

★ 学校給食費 Q & A ★

教育資金の一括贈与制度を利用する場合は、どうするの？

◎通帳の写し（支払記録）を金融機関の窓口へ提出してください。

住所や氏名が変わった、通知類のあて名等が違う場合はどうするの？

◎お子様が通われている学校にご連絡ください。

残高不足等により口座振替ができなかった場合はどうするの？

◎翌月下旬に郵送で届く督促状により金融機関窓口もしくは、コンビニエンスストアでお支払いください。



保護者の皆様へ ～学校給食をご理解いただくために～



横浜市の小学校(義務教育学校一部含む)と特別支援学校で実施している学校給食についてご紹介します。

1 横浜市の食育目標

- ◆食を通じた健康づくりと食の安全を推進します
- ◆豊かな食体験や楽しい食を推進するとともに食文化を継承していきます
- ◆食に関する環境づくりを進めます

2 献立の考え方

- ◆栄養のバランスがとれており、6年間を通じて楽しみや期待がもてる献立
- ◆食育の教材となる献立、学校や地域の特色を生かした献立
- ◆自己の健康管理や望ましい食習慣の育成等の面から幅広い視点にたった献立
- ◆日本型の食事のよさを伝える献立

諸外国発祥の料理などを知らせる
国際理解献立



麦ごはん、牛乳、ピカジーニョ、
野菜サラダ、オレンジゼリー

季節の食材を使用した
和食の献立



秋味ごはん、牛乳、
さつまいもと栗の甘煮、すまし汁

横浜に関わりが深い
中国料理の献立

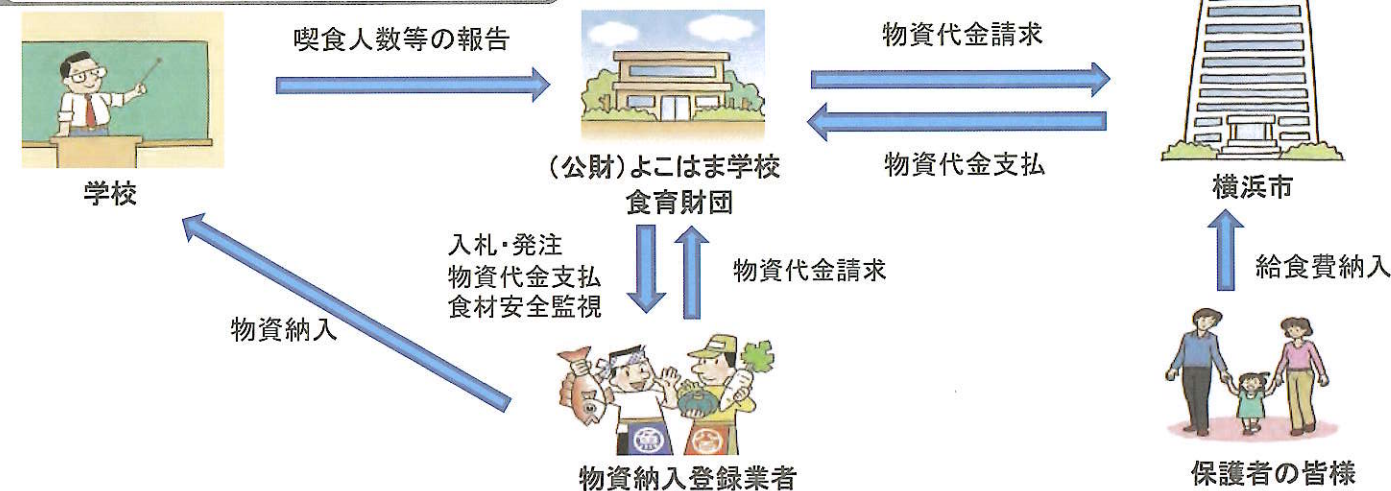


はいごはん、牛乳、麻婆豆腐、
中華あえ、ラフランスゼリー

3 給食の流れ

- ①献立の作成
学校給食基準献立作成委員会(学校長、教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び給食調理員等の代表者)で作成し、教育委員会で決定します。
- ②給食物資の選定
物資購入選定委員会(学校長、栄養教諭・学校栄養職員及び給食調理員等の代表者)で、食材(一般物資及び冷凍食品)の品質・規格基準等を検討し、物資を選びます。
- ③給食物資の購入
(公財)よこはま学校食育財団(以下、「財団」)が一括して購入します。学校が地場産野菜等を直接購入する場合があります。
- ④給食物資の納入・検収
契約業者が給食物資を学校に納入し、給食調理員等が品質及び数量等を確認し受け取ります。
- ⑤調理給食指導
給食調理員等調理従事者が、学校の給食室で調理を行います。各クラスへの配食後、担任や栄養教諭・学校栄養職員が幼児、児童又は生徒に給食指導及び食育を行います。

4 給食物資の調達仕組み



給食物資は、各学校から報告された人数等をもとに、原則として財団が市内全校分(1日約19万食)を入札により一括購入し、良質低廉な給食物資の確保に努めています。

5 安全安心な給食を目指す取組

〈財団の取組〉

- ◆給食食材について、残留農薬・食品添加物・細菌検査等の食品衛生検査や放射性物質の測定を実施しています。(2022年度総検査項目 食品衛生検査 5,632項目/放射性物質検査353検体)
- ◆添加物や主原料は、遺伝子組換え食品の使用をできるだけ控える等に配慮した、横浜市独自の規格を定めています。

〈学校での取組〉

- ◆調理は全て当日に行い、幼児、児童又は生徒が食べる30分前に学校長が検食しています。
- ◆当日使用した原材料とできあがった給食は、保存検体として2週間、専用の冷凍庫に保存しています。
- ◆食器、食缶及び調理に使う調理器具等は熱風消毒保管庫及びアルコール等で殺菌消毒をして使用しています。

6 学校給食費のお支払いについて

学校給食の食材の購入は、保護者の皆様からお支払いいただく学校給食費で賄われています。(学校給食法第11条)

- ◆小学校の場合は、年額 50,600 円を5月から翌年3月までの11回払い(月額 4,600 円)でお支払いいただきます。
- ◆学校給食費のお支払いは、原則として口座振替でお願いしています。

令和6年度 学校給食費口座振替日

振替日		振替日	
5月期	5月29日(水)	11月期	11月29日(金)
6月期	7月1日(月)	12月期	12月30日(月)
7月期	7月29日(月)	1月期	令和7年1月29日(水)
8月期	8月29日(木)	2月期	令和7年2月28日(金)
9月期	9月30日(月)	3月期	令和7年3月31日(月)
10月期	10月29日(火)		

※ 口座振替の手続き方法は、裏面に記載しています。

保護者の皆様へ ～学校給食費のお支払いについて～

学校給食費について

学校給食の食材の購入は、保護者の皆様からお支払いいただく学校給食費で賄われています。

- ◆小学校の場合は、年額50,600円を5月から翌年3月までの11回払い(月額4,600円)でお支払いいただきます。
- ◆特別支援学校の幼稚部・中学部・高等部の場合は、学校・学部により学校給食費が異なります。
- ◆詳細は、5月中旬に配付いたします「横浜市学校給食費徴収額決定通知書」をご確認ください。

学校給食費のお支払いについて

学校給食費のお支払いは、口座振替によりお願いいたします。

WEB口座振替受付サービスまたは、一緒にお配りした「学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、口座振替を希望する金融機関等の窓口へ直接お申込みください。

- ◆WEB口座振替受付サービスと所定の様式による申請は併用せず、どちらかの方法により口座振替登録を行ってください。
- ◆対象者お一人ごとに、WEB口座振替受付サービスの入力または、学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書の作成が必要です。
- ◆学校納入金(学年費等)とは別にお手続きが必要ですのでご注意ください。



～WEB口座振替受付サービスによるお手続きはこちらから～
Web検索または二次元コードを読み取ってください♪

横浜市 Web口座振替



または



自宅等でスマートフォンやパソコンなどを利用してお手続きができ、一部の時間を除きいつでも口座振替登録が可能になります。対象金融機関は横浜市ホームページでご確認ください。

次の期間内にWEB口座振替受付サービスまたは金融機関等の窓口でお手続きをお願いいたします
令和6年2月5日(月) から 令和6年3月8日(金) まで

口座振替の実施日について

口座振替日は、5月から翌年3月まで(8月を含みます。)の毎月29日(2月は末日)です。

- ◆振替日が休日または金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を実施します。
- ◆振替日の前日までに振替口座へのご入金をお願いいたします。

令和6年度 学校給食費口座振替日

	振替日		振替日
5月期	5月29日(水)	11月期	11月29日(金)
6月期	7月1日(月)	12月期	12月30日(月)
7月期	7月29日(月)	1月期	令和7年1月29日(水)
8月期	8月29日(木)	2月期	令和7年2月28日(金)
9月期	9月30日(月)	3月期	令和7年3月31日(月)
10月期	10月29日(火)		



バランスイ〜ナ
横浜の食育キャラクター

☆学校給食費Q&A☆

住所や氏名が変わった場合はどうするの？

◎学校へご連絡ください。

学校給食費って何に使っているの？

◎毎日の給食に使用する食材の購入費として、使用しています。

口座振替の手続きが、3月8日(金)までに間に合わないとうなるの？

◎3月9日(土)以降でも手続きはできますが、最初の振替(5月29日(水))が間に合わないことがあります。その場合、口座振替が開始されるまでの間は、学校からお渡しする支払用紙(納入通知書)で、納付期限までに金融機関の窓口もしくはコンビニエンスストアでお支払いください。

口座振替ができなかった場合は、どうなるの？

◎残高不足等で振替ができなかった場合は、翌月下旬に郵送する督促状により、金融機関の窓口もしくはコンビニエンスストアでお支払いください。また、督促状の指定期限を過ぎてもお支払いの確認がとれない場合は、電話によるご案内等を行っています。

支払いが難しい場合はどうしたらいいの？

◎経済的な事情で、お支払いが難しい場合は、就学援助制度について学校にご相談ください。



長期的に学校を休む場合はどうなるの？

◎減額の制度がありますので、学校にご相談ください。

学校給食費を教育資金の一括贈与制度の対象にするにはどうするの？

◎通帳の写し(支払記録)を金融機関の窓口に提出してください。

支払用紙(納入通知書)をなくした場合はどうするの？

◎再発行しますので、学校または、教育委員会事務局へご連絡ください。

給食費を支払わないとうなるの？

◎いつまでもお支払いいただけない場合は、裁判所を通じて強制執行等を行います。

月の途中で引っ越した場合の給食費はどうなるの？

◎引っ越すまで召し上がった分の学校給食費をお支払いいただけます。お支払い額は、学校で管理をしていますので、ご不明な点は、学校へお問い合わせください。



学校給食は皆様の学校給食費で支えられています。ご理解とご協力をお願いいたします。

横浜市教育委員会事務局 健康教育・食育課 給食係 令和5年12月発行 電話:671-3696